

○小牧市快適で清潔なまちづくり条例施行規則

平成20年3月17日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、小牧市快適で清潔なまちづくり条例（平成19年小牧市条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(回収容器の設置を要しない自動販売機)

第2条 条例第14条の規則で定める自動販売機は、次に掲げるものとする。

- (1) 事務所、工場等の敷地内に設置される自動販売機で、当該事務所、工場等の関係者以外の者が利用できないもの
- (2) 店舗、病院等の建物の中に設置される自動販売機で、当該建物に立ち入らなければ利用することができないもの
- (3) その他市長が空き缶等の散乱のおそれがないと認める場所に設置される自動販売機

(回収容器の設置及び管理)

第3条 条例第14条に規定する回収容器の設置及び管理は、次のとおりとする。

- (1) 回収容器の材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。
- (2) 回収容器は、安定性があり、容易に転倒しないものであること。
- (3) 回収容器は、自動販売機の設置場所から5メートル以内で空き缶等の投入に支障のない位置に設置すること。
- (4) 回収容器は、空き缶等があふれて散乱することのないようにするとともに、その周囲を清潔に保つこと。

(路上喫煙禁止区域の指定等の告示)

第4条 条例第17条第4項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定の区域の名称
- (2) 指定の区域
- (3) 指定の区域内において喫煙をすることができる場所
- (4) 指定の時間帯
- (5) 指定する年月日
- (6) 禁止行為をした場合の措置

2 条例第17条第4項の規定による変更の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 変更する指定の区域の名称
- (2) 変更する指定の区域
- (3) 変更する内容
- (4) 変更する年月日

3 条例第17条第4項の規定による解除の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 解除する指定の区域の名称
- (2) 解除する指定の区域
- (3) 解除する年月日

(ごみの散乱防止重点地域の指定)

第5条 条例第18条第1項の規定による指定は、ごみの散乱状態、地理的条件等を勘案して行うものとする。

(小牧市快適で清潔なまちづくり協議会の委員)

第6条 条例第19条に規定する小牧市快適で清潔なまちづくり協議会(以下「協議会」という。)の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 地域の代表者
- (3) 事業者の代表者
- (4) 各種団体の代表者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠

の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は、次に掲げる場合を除き公開するものとする。

(1) 小牧市情報公開条例(平成12年小牧市条例第39号)第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について協議等を行う場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められる場合

(こまき環境保全推進員)

第10条 条例第20条に規定するこまき環境保全推進員(以下「推進員」という。)は、市長が指定する区域ごとにこれを置き、その定数は市長が定める。

2 推進員は、市長がこれを委嘱する。

3 推進員の任期は、1年とする。ただし、推進員が欠けた場合における補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 推進員は、再任されることができる。

(推進員の職務)

第 1 1 条 推進員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 環境衛生に関する地域の協同組織の活動に関すること。
- (2) 環境衛生事務に係る関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (3) 環境衛生知識の普及啓発に関すること。
- (4) ごみの排出抑制、再生利用及び分別の推進に関すること。
- (5) ごみの集積場におけるごみの排出指導及び美化に関すること。
- (6) その他環境保全に関すること。

(指導及び勧告)

第 1 2 条 条例第 2 6 条の規定による指導は口頭により、勧告は書面により行うものとする。

2 前項の書面は、勧告書(様式第 1)とする。

(命令)

第 1 3 条 条例第 2 7 条の規定による命令は、命令書(様式第 2)により行うものとする。

(委任)

第 1 4 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

(小牧市衛生委員に関する規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 小牧市衛生委員に関する規則(昭和 3 6 年小牧市規則第 1 1 号)
- (2) 小牧市ポイ捨てによるごみの散乱防止に関する条例施行規則(平成 9 年小牧市規則第 2 0 号)

(経過措置)

3 この規則の施行前に附則第 2 項の規定による廃止前の小牧市衛生委員

に関する規則及び小牧市ポイ捨てによるごみの散乱防止に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

様式第1(第12条関係)

勸告書

第 年 月 日
号

様

小牧市長



小牧市快適で清潔なまちづくり条例第26条の規定により、次のとおり勸告します。

記

- 1 勸告の内容
- 2 理由
- 3 期限

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第2(第13条関係)

命 令 書

第 年 月 日
号

様

小牧市長



小牧市快適で清潔なまちづくり条例第27条の規定により、次のとおり命令します。

記

- 1 命令の内容
- 2 理由
- 3 期限

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第 1 (第 1 2 条関係)

様式第 2 (第 1 3 条関係)